公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１１５５号
埼玉県川口市大字芝5185番地　シティハイムショコラ203号
債務者　田中　　実
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若狭　美道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３６号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地２街区10棟503号
債務者　岸　　博行
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４３号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1847番地１アネックス大和田102号室
債務者　早坂　盛樹
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　生子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２０号
熊本市新大江１丁目18番６号―702
債務者　寺田　明治
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎佳寿幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８００号
仙台市宮城野区宮城野１丁目４番12―305号
債務者　宮川　清紀
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
滋賀県守山市水保町1304番地７
債務者　柴田　誠二
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐口　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３２号
大分県別府市上田の湯町３番９号
債務者　井面　　一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　玄知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３８１０号
愛知県弥富市前ケ須町午新田612番地　第８佐藤ビル831
債務者　穂刈　　恵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１０号
鳥取県米子市皆生新田３丁目11番21―203号
債務者　織田　　學
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第８２９号
大分県別府市大字南立石2042番地の１
債務者　大和　孝司
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３６号
兵庫県尼崎市富松町２丁目29番37号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目７番28号ファーストジョイ武庫之荘102号
債務者　田中耕一郎
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田端　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６９号
埼玉県八潮市大字八條2753番70
債務者　石塚　昭二
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８２号
埼玉県越谷市伊原１丁目３番44号ニュー越谷スカイハイツ112、旧住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１朝日プラザガーデンシティ新越谷1003
債務者　平松　知子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
兵庫県西宮市甲子園網引町５番16号　辻文化２階、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄北３丁目27番27―603号
債務者　宮武みどり
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０６１号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目27番27―603号
債務者　宮武　一德
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４２号
兵庫県豊岡市出石町桐野670番地、前住所東京都板橋区稲荷台13番５号ＩＣＡヒルズ201号
債務者　井谷　伸二
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係